

令和8年3月6日	資料
東部構想区域地域 医療構想調整会議	

紹介受診重点医療機関の公表について

香川県健康福祉部医療政策課

令和7年度外来機能報告結果及び重点医療機関の公表（案）

紹介受診重点外来の基準を満たす × 医療機関からの意向あり

令和7年度外来機能報告結果（抜粋）

番号	医療機関名称	初診に占める重点外来割合	再診に占める重点外来割合	紹介率	逆紹介率	一般病床数	備考
1	香川県立中央病院	71.9%	43.1%	82.7%	96.6%	526床	地域医療支援病院
2	高松赤十字病院	70.6%	33.3%	87.9%	124.6%	463床	地域医療支援病院
3	KKR高松病院	56.2%	30.9%	69.7%	151.4%	179床	
4	高松市立みんなの病院	56.6%	34.2%	52.8%	56.8%	299床	地域医療支援病院
5	香川大学医学部附属病院	72.8%	25.7%	76.6%	98.6%	587床	特定機能病院

紹介受診重点医療機関としての公表（案）

○ 国のガイドラインにおいて、「重点外来の基準を満たし、かつ、意向がある医療機関」については、特別の事情（※）がない限り、紹介受診重点医療機関になるものとされていることから、紹介受診重点医療機関として公表することとしたい。

（※）特別の事情とは、地域の医療機関が少なく、例えば、小児科などの診療科において、当該医療機関が地域の初診患者のほとんどを受け入れているような場合が想定される（厚生労働省のQAより）。

令和7年度外来機能報告結果及び重点医療機関の公表（案）

紹介受診重点外来の**基準を満たす** × 医療機関からの**意向なし**

令和7年度外来機能報告結果（抜粋）

番号	医療機関名称	初診に占める重点外来割合	再診に占める重点外来割合	紹介率	逆紹介率	一般病床数	備考
1	香川県厚生農業協同組合 連合会 屋島総合病院	40.3%	26.4%	34.5%	27.4%	250床	

紹介受診重点医療機関としての公表（案）

- 屋島総合病院については、重点外来の基準を満たすものの、別添「理由書」のとおり、紹介受診重点医療機関となる意向は「なし」と報告されている。
この点、紹介率・逆紹介率に関する医療機関の分布（5ページ参照）を見ると、当該理由書にも記載のとおり、同院は、他5病院に比べて、相対的に「かかりつけ医」としての外来機能を果たしている割合が大きい状況が見受けられる。
- また、同院は、紹介受診重点医療機関の制度趣旨を踏まえた上で、新たに定額負担を徴収することによる患者への負担や経営への影響も考慮し、なお「意向なし」と判断したものである。
- したがって、国のガイドラインにおいても、「各医療機関の意向が第一」としていることも踏まえ、**同院については、引き続き、紹介受診重点医療機関としての公表は行わない**こととしたい。

※ 紹介受診重点外来の**基準を満たさない** × 医療機関からの**意向あり** ⇒ 該当なし

(参考) 紹介受診重点医療機関に関する協議の概要

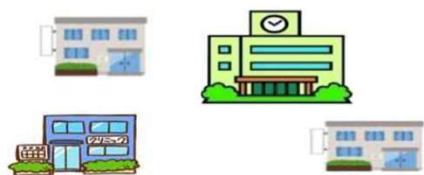
紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、紹介患者への外来を基本とする医療機関「紹介受診重点医療機関」を明確化することとされた。

※紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

外来医療の機能の明確化・連携イメージ（厚生労働省資料抜粋）

かかりつけ医機能を担う医療機関

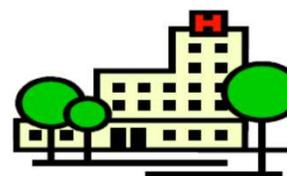


かかりつけ医機能の強化
(好事例の収集、横展開等)

紹介

逆紹介

紹介受診重点医療機関



病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革

外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

外来機能報告

- 併せて、外来機能報告制度が創設され、医療機関は都道府県に対して、外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を、報告することとなった。
- 主な報告内容は次のとおり。
 - ・ 「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」等の実施状況
 - ・ 紹介、逆紹介の状況
 - ・ 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
 - ・ その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

(参考) 紹介受診重点医療機関に関する協議の概要

地域医療構想調整会議における協議

- 外来機能報告を踏まえて、医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）に関する基準（※）、紹介受診重点医療機関の役割を担う旨の医療機関の意向等を参考に、「地域の協議の場（地域医療構想調整会議）」で協議を行い、協議が整った場合は、紹介受診重点医療機関として公表。

※基準は以下のとおり。

初診に占める「重点外来」の割合40%以上 かつ 再診に占める「重点外来」の割合25%以上

- 「重点外来」とは、①医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
②高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
③特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

【協議の考え方（厚生労働省「外来機能報告等に関するガイドライン」より）】

	医療機関からの意向あり	医療機関からの意向なし
紹介受診重点外来の基準を満たす	① 特別の事情がない限り、紹介受診重点医療機関となる。	② 医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、地域の医療提供体制の在り方を協議した上で、制度趣旨を踏まえ、改めて意向を確認。
紹介受診重点外来の基準を満たさない	③ 紹介・逆紹介率等（※）を活用し、協議する。	—

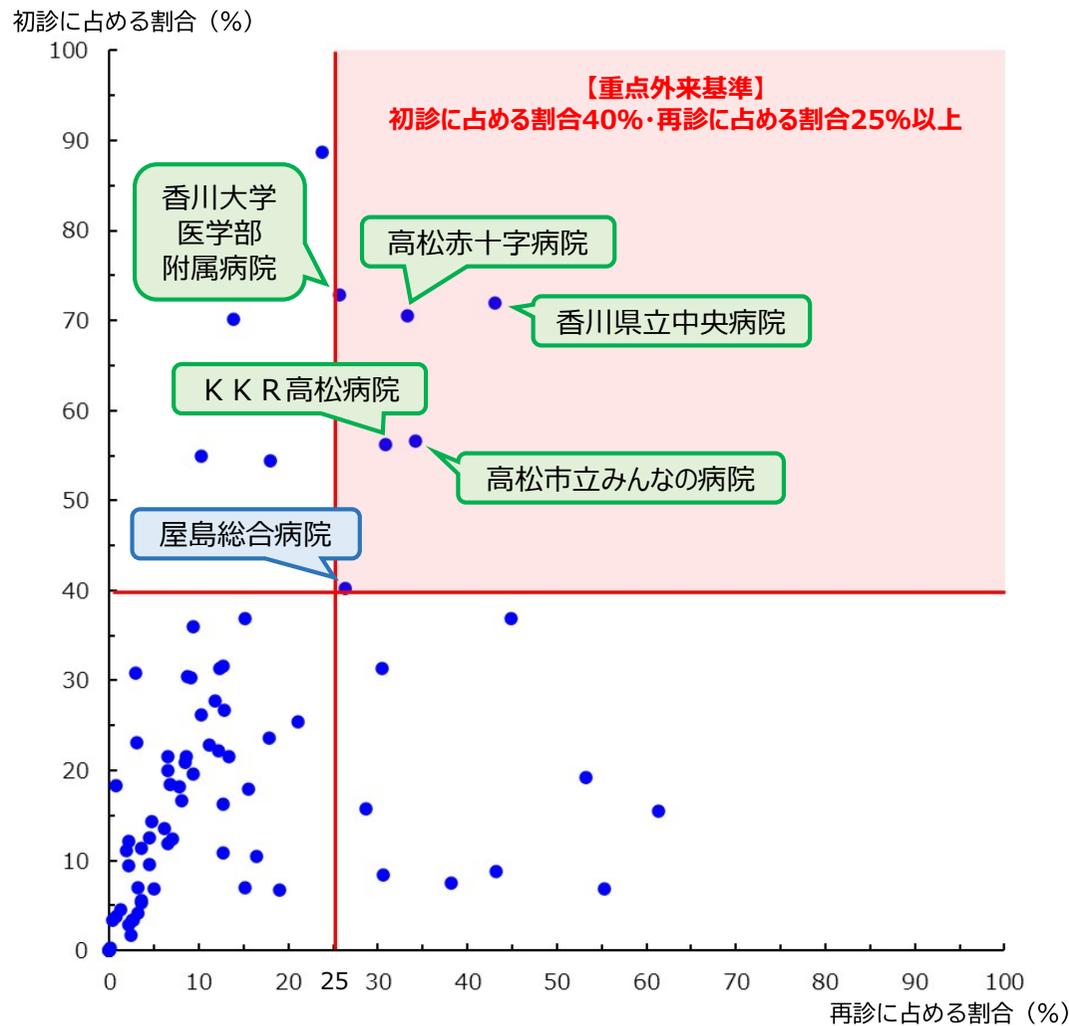
※ 協議に当たっては、紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）、当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院等）、外来医療の実施状況や地域性等を参考とする。

紹介受診重点医療機関の公表

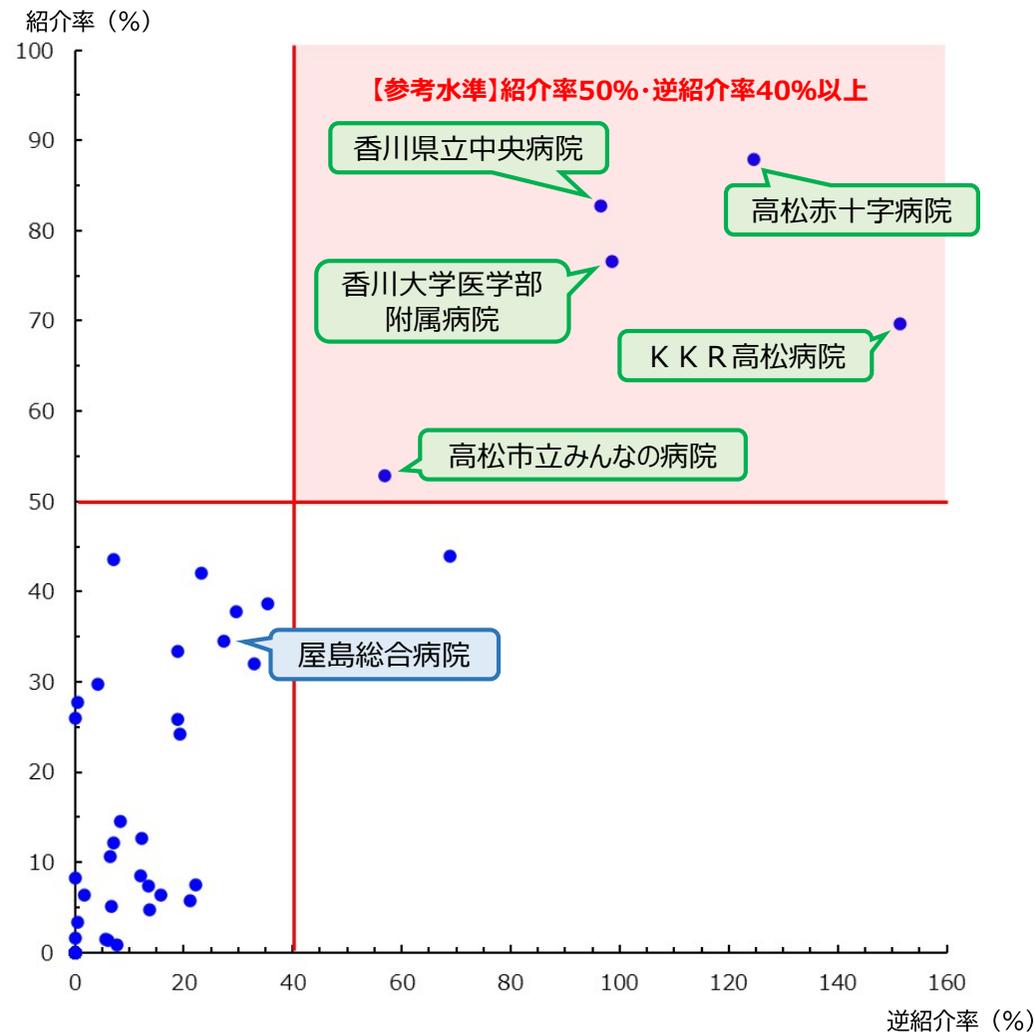
- 協議が整った場合、紹介受診重点医療機関となることについて、県から厚生労働省及び医療機関に通知。
- 通知後、県及び厚生労働省のホームページにおいて、紹介受診重点医療機関のリストを公表する。

(参考) 外来機能報告結果に基づく医療機関の分布図

○東部構想区域における初診及び再診の重点外来割合の分布



○東部構想区域における紹介率及び逆紹介率の分布



「重点外来割合」に関する基準

- ・初診基準（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）：40%以上
- ・再診基準（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）：25%以上

「紹介率・逆紹介率」に関する基準※

- ※重点外来割合を満たさないが、意向ありの医療機関について協議を行う際に参考とすることとされている。
- ・紹介率 (%) = 紹介患者数 ÷ 初診の患者数 × 100 : 50%以上
 - ・逆紹介率 (%) = 逆紹介患者数 ÷ 初診の患者数 × 100 : 40%以上

令和8年2月2日

紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向が合致しない理由書

医療機関名 屋島総合病院

初診に占める重点外来の割合	40.3%
再診に占める重点外来の割合	26.4%
意向なしの理由	

当院は、高松東部地域や市内に複数の大病院がある中で、地域のニーズに応える病院としての役割を担ってまいりました。“かかりつけ医”からの紹介状を持って受診される患者がいる一方、“かかりつけ医”としての機能も果たしており、紹介受診重点医療機関（紹介中心型）となることで外来患者の急激な減少による外来収益の減少や患者の大幅な負担額増、窓口でのトラブルが増加することも予想されます。また、地域の“かかりつけ医”としてのフアーストアクセスを狭めてしまいう可能性もございます。患者からは、「いくつもの診療科があるのでついでに受診できる」や「先生や看護師さんが多いので、安心できる」、「高機能の医療機器や設備がある」との声も聞かれます。以上の理由により、今年度は意向なしとさせていただきます。

但し、紹介受診重点医療機関においては、患者の待ち時間短縮や医師の業務負担軽減・働き方改革、外来医療の質向上などの効果が期待できるため、次年度以降も引き続き検討してまいります。